

株 主 各 位

姫路市西駅前町1番地

## 神姫バス株式会社

取締役社長 上 杉 雅 彦

### 第129回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成24年6月28日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 姫路市下寺町43番地 姫路商工会議所会館 2階大ホール  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第129期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第129期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 買収防衛策一部変更・継続の件   |
| 第3号議案           | 取締役9名選任の件  |
| 第4号議案           | 監査役3名選任の件  |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shinkibus.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shinkibus.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①事業報告の「5. 会社の体制および方針」

②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

(提供書面)

## 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、平成23年3月に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災の影響から徐々に回復の動きが見られました。しかし一方で、欧州の債務危機などを背景とした世界経済の減速、円高の進行、株式相場の下落など、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のなかで当社グループは、平成22年1月に策定した新たな企業ビジョン「感動を創造する企業グループ」のもと、「CSR(企業の社会的責任)活動のさらなる推進」と「21世紀型のグループ経営」の2つを経営における基本方針とし、バス事業を基盤とした新規事業の展開と営業エリアの拡大に努めてまいりました。CSRでは、全社を挙げて輸送における安全の確保に向け不断の取組みを行うとともに、法令順守と環境対策、CD(顧客感動)活動にも継続的に取り組んでおります。また、東日本大震災に対する復興支援活動として、義援金や復興支援スタッフの被災地への輸送など、社員一同全力を挙げて取り組んでまいりました。事業面では、企業価値増大に向け、当事業活動の根幹であるバス輸送を中心とした輸送サービスの向上と収益路線の拡大、成長分野である生活サービス事業の展開を通じて安定した収益の確保に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は39,964百万円(前期比0.4%減)、経常利益は1,131百万円(前期比8.2%減)、当期純利益は1,327百万円(前期比4.7%減)となりました。

#### 自動車運送事業

乗合バス部門におきましては、一般路線では公営バスから路線を譲り受けたほか、三木・三田・山崎方面と三ノ宮を結ぶ中距離路線を増強するなど、収益路線の強化を図る一方で、不採算路線の休止・減回、子会社への路線譲渡などを行いました。高速線では、高速道路料金休日上限千円施策の廃止が追い風となりました。一方、一般・高速両路線ともに、東日本大震災による出控えおよび昨秋に相次いで発生した台風による運休が大きく影響いたしました。貸切バス部門におきましては、東日本大震災復興支援のボランティア輸送など、増収要素はありましたものの、TDR(東京ディズニーリゾート)の休園に伴う予約のキャンセルなどにより、大変厳しい内容となりました。特定バス部門におきましては、契約先企業との契約額改定に加え、新たな契約輸送を獲得いたしました。タクシー部門におきましては、平成23年2月の明石神姫タクシーの解散により、厳しい内容となりました。索道部門におきましては、姫路城改修工事の影響により団体客が減少いたしました。

以上の結果、売上高は19,675百万円(前期比0.2%減)となりました。

#### 車両物販・整備業

車両物販部門におきましては、部品販売では、リフトなどの大型設備機器の受注やタイヤ販売の増加により、好調に推移いたしました。自動車販売では、東日本大震災の影響により新車部材の供給が停滞しましたが、平成23年12月の「新エコカー補助金制度」の実施により販売台数が増加いたしました。自動車整備部門におきましては、

車検台数が増加しましたものの、工賃単価の下落や事故修理の件数が減少したことにより、厳しい内容となりました。

以上の結果、売上高は4,547百万円（前期比4.6%増）となりました。

### 業務受託・介護事業

車両管理部門におきましては、契約解除が一部ありましたものの、新規顧客の獲得により堅調に推移いたしました。経営受託部門におきましては、一部施設の利用者の減少や施設の大規模修繕に伴う休館などにより前連結会計年度の業績を下回りました。介護部門におきましては、デイサービス・ショートステイの稼働率向上が、収入の確保に寄与いたしました。

以上の結果、売上高は2,826百万円（前期比1.3%増）となりました。

### 不動産業

賃貸部門におきましては、一部既存商業施設の賃貸料減額がありましたものの、平成23年12月に取得した「常温一括加古川センター」（物流施設）などが収入の確保に寄与し、堅調に推移いたしました。販売部門におきましては、販売区画数の減少に加え、高価格帯の分譲地販売が前連結会計年度に偏りましたため、低調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は3,195百万円（前期比7.9%減）となりました。

### レジャーサービス業

旅行部門におきましては、東日本大震災の発生により団体旅行が減少いたしました。積雪に恵まれたスキーツアーや「あれこれソウル」をはじめとする海外旅行が好評を博しました。また、中小型車両の活用によりツアーの催行率が向上しました。レンタル部門におきましては、取扱い商品の変更や売場のレイアウト変更を行うなど、魅力的な店舗づくりに努めました。遊技場部門におきましては、低価格貸玉営業を開始するなど顧客確保に努めましたが、近隣競合店との競争激化や広告規制が影響し、低調に推移いたしました。飲食部門におきましては、SA事業では、高速道路料金休日上限千円施策や舞鶴若狭自動車道の無料化社会実験の終了により苦戦いたしました。平成22年12月に営業権を取得した「酒房 灘」が収入の確保に寄与いたしました。

以上の結果、売上高は8,944百万円（前期比1.3%減）となりました。

### その他事業

清掃・警備部門におきましては、車両清掃や建物清掃の増加などにより堅調に推移いたしました。広告部門におきましては、バスのボディ広告や待合所モニター広告などにおいて新規顧客を獲得いたしました。化粧品販売部門におきましては、直営サロンを含む5店舗の営業を開始いたしました。

以上の結果、売上高は774百万円（前期比6.8%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5,427百万円で、その主なものは次のとおりであります。

自動車運送事業

- ・車両（乗合バス他75両）
- ・車庫用地および車庫施設

不動産業

- ・物流施設（収益物件）

業務受託・介護事業

- ・サービス付き高齢者向け住宅（デイサービス・訪問介護施設併設）

## (3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ長期安定的な資金調達を図るため、株式会社三井住友銀行を主幹事とする5行と総額1,000百万円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

## (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分               | 第126期<br>(平成21年3月期) | 第127期<br>(平成22年3月期) | 第128期<br>(平成23年3月期) | 第129期<br>(当連結会計年度<br>平成24年3月期) |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)      | 39,751              | 39,471              | 40,112              | 39,964                         |
| 経常利益<br>(百万円)     | 1,466               | 1,391               | 1,232               | 1,131                          |
| 当期純利益<br>(百万円)    | 1,446               | 1,392               | 1,393               | 1,327                          |
| 1株当たり当期純利益<br>(円) | 47.49               | 45.83               | 46.21               | 44.02                          |
| 総資産<br>(百万円)      | 42,687              | 44,752              | 44,723              | 46,682                         |
| 純資産<br>(百万円)      | 28,072              | 29,363              | 30,403              | 31,658                         |
| 1株当たり純資産額<br>(円)  | 918.79              | 970.17              | 1,004.83            | 1,046.50                       |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

## (5) 対処すべき課題

今後につきましては、景気は緩やかながらも持直しの傾向が見られますが、当社グループを取り巻く情勢は、燃料価格の高騰、商品・サービスの低価格化、多様化など、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

このような情勢のなか、当社グループの中核事業である「輸送サービス事業」におきましては、「安全は全てに優先する」のスローガンのもと、運輸安全マネジメントシステムの継続的改善により「総合安全プラン」を実践し、グループ全体で事故防止に向けた地道な取組みを確実に実行することで、引き続き株主の皆様をはじめ、すべての利害関係者からの信頼獲得に向け最大限努力してまいります。また、収益路線の拡大と不採算路線の見直しを推し進めるとともに、自治体と協調した地方バス再生の流れの加速、ICカード「NicoPa」の普及拡大などを通じて収益確保とコスト削減、サービス向上を図ってまいります。さらに、環境に配慮したエコドライブの促進、エコ通勤の働きかけなど、環境対策、高齢者福祉対策にも引き続き努めてまいります。

「自動車関連サービス事業」におきましては、安全運行をサポートする事業として、なお一層の整備技術向上に努め、安定収益を確保してまいります。

「生活サービス事業」におきましては、不動産業は継続的かつ安定的な賃貸料収入の確保とリスク分散に努めてまいります。旅行事業は時代のニーズに合った商品企画とITを活用した販売強化に努めるとともに、大阪を中心とした事業エリアでの販売拡大を図ってまいります。なお、平成24年2月に公表しました「中間持株会社を用いた旅行事業および貸切バス事業の再編」につきましては、平成24年7月から新体制で営業を開始する予定であり、当面の最重要課題と認識しております。飲食業およびその他の事業におきましては、地域に根づいたきめ細やかなサービスを推進し、既存店舗の収益向上を図るとともに、新規事業の開発にも注力してまいります。さらに、指定管理者制度に基づいた公的施設の運営受託を拡大し、既存事業との相乗効果を高めてまいります。

こうした積極的な事業展開に加え、「CSR活動のさらなる推進」と、成長分野へのチャレンジ、グループ内外との連携強化などを中心とした「21世紀型のグループ経営」を推し進めていく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況（平成24年3月31日現在）

| 会社名           | 資本金       | 出資比率  | 主要な事業内容               |
|---------------|-----------|-------|-----------------------|
| 神姫観光バス株式会社    | 50<br>百万円 | 100 % | 貸切旅客自動車運送事業           |
| 神姫フードサービス株式会社 | 50        | 100   | 飲食業および売店業             |
| 神姫商工株式会社      | 50        | 100   | 自動車修理、保険代理店業および物品販売業  |
| 株式会社ホープ       | 50        | 100   | 自動車の運転・保守管理、介護および経営受託 |
| 神姫産業株式会社      | 30        | 94.1  | 自動車部品販売および倉庫業         |
| 株式会社エルテオ・ホーム  | 30        | 100   | 不動産業および建設業            |

(注) 株式会社エルテオ・ホームは、平成24年4月1日付で株式会社エルテオに商号変更しております。

(7) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

| 事業の種類別セグメント                                         | 主要な事業内容                                                                                            |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸送サービス事業<br>自動車運送事業                                 | 一般乗合・貸切・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、索道                                                                 |
| 自動車関連サービス事業<br>車両物販・整備業                             | 自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理                                                                           |
| 生活サービス事業<br>業務受託・介護事業<br>不動産業<br>レジャーサービス業<br>その他事業 | 自動車の運転・保守管理、介護、経営受託<br>土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理<br>飲食、遊技場、旅行、レンタル<br>化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備、農業 |

(8) 主要な事業所（平成24年3月31日現在）

①当社

|                                   |                                                                |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 本 社                               | 姫路市西駅前町                                                        |
| 輸送サービス事業<br>（自動車運送事業）             | 姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、三田営業所（三田市）                               |
| 生活サービス事業<br>（旅行事業）<br><br>（遊技場事業） | 姫路支店（姫路市）、龍野支店（たつの市）、神戸支店（神戸市）、社支店（加東市）<br>山崎店（宍粟市）、たつの店（たつの市） |

②子会社

|             |                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------|
| 輸送サービス事業    | 神姫観光バス株式会社（姫路市）                                   |
| 自動車関連サービス事業 | 神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）                       |
| 生活サービス事業    | 神姫フードサービス株式会社（姫路市）、株式会社ホープ（姫路市）、株式会社エルテオ・ホーム（姫路市） |

（注）株式会社エルテオ・ホームは、平成24年4月1日付で株式会社エルテオに商号変更しております。

(9) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 3,105名  | 10名増                  |

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 令 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 1,431名  | 14名増      | 43歳4月   | 8年0月        |

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 662百万円    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 324百万円    |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社       | 378百万円    |

（注）住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社を吸収合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号変更しております。

#### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成24年2月9日開催の取締役会において、子会社の設立および会社分割により、旅行事業および貸切バス事業を中間持株会社によって経営管理する体制に移行するための事業再編を行うことを決議いたしました。

詳細は以下のとおりです。

|               |                                                                                                                                   |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一段階<br>(実施済) | 平成24年3月2日付で当社の旅行事業を承継させるための受け皿会社となる神姫バスツアーズ株式会社を設立し、旅行事業に必要な許認可を申請いたしました。また、同年4月2日付で中間持株会社となる神姫観光ホールディングス株式会社を設立いたしました。           |
| 第二段階          | 同年7月2日を目途に、吸収分割方式により当社の旅行事業を神姫バスツアーズ株式会社に承継させる会社分割を行います。                                                                          |
| 第三段階          | 第二段階の会社分割効力発生を条件に、吸収分割方式により本件経営管理事業を当社から神姫観光ホールディングス株式会社に承継させます。同時に、神姫バスツアーズ株式会社および神姫観光バス株式会社の2社の全株式を当社から神姫観光ホールディングス株式会社に承継させます。 |

これにより、神姫観光ホールディングス株式会社が中間持株会社として神姫バスツアーズ株式会社の旅行事業および神姫観光バス株式会社の貸切バス事業の経営管理に係る事業を承継することとなります。



## 2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 30,860,000株
- (3) 株主数 2,501名（前事業年度末比14名増）
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                    | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                          | 千株    | %       |
| 阪 神 電 気 鉄 道 株 式 会 社                                      | 2,954 | 9.8     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口） | 2,200 | 7.3     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                      | 563   | 1.9     |
| 神 姫 バ ス 従 業 員 持 株 会                                      | 514   | 1.7     |
| 三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株 式 会 社                          | 387   | 1.3     |
| 姫 路 信 用 金 庫                                              | 300   | 1.0     |
| グ ロ ー リ ー 株 式 会 社                                        | 300   | 1.0     |
| 横 浜 ゴ ム 株 式 会 社                                          | 300   | 1.0     |
| 播 州 信 用 金 庫                                              | 291   | 1.0     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                      | 283   | 0.9     |

- (注) 1. 持株比率は自己株式数（705,432株）を控除して算出しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数2,200千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、上記以外に山陽電気鉄道株式会社は177千株保有しており、これを合わせて2,377千株分（7.9%）の議決権を保有しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（平成24年3月31日現在）

| 地 位          | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                  |
|--------------|---------|----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社 長 | 上 杉 雅 彦 | 山陽電気鉄道株式会社 取締役<br>公益社団法人日本バス協会 副会長<br>社団法人兵庫県バス協会 会長           |
| 専務取締役        | 山 口 功   | 総括、不動産事業部担当                                                    |
| 常務取締役        | 長 尾 真   | 企画部・旅行事業部担当<br>株式会社エー・ビー・シー神姫トラベル 代表取締役社長                      |
| 常務取締役        | 丸 山 明 則 | バス事業部担当<br>社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長                                |
| 常務取締役        | 坪 田 一 夫 | 総務部担当、総務部長<br>しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長                          |
| 取 締 役        | 天 野 文 博 | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役会長<br>阪神電気鉄道株式会社 取締役                           |
| 取 締 役        | 瀧 川 博 司 | 兵庫トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長                                           |
| 取 締 役        | 坂 井 信 也 | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役会長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役<br>山陽電気鉄道株式会社 取締役 |
| 取 締 役        | 中 野 浩 二 | バス事業部長<br>株式会社ウエスト神姫 代表取締役社長                                   |
| 常勤監査役        | 大 西 毅   |                                                                |
| 監 査 役        | 三 枝 輝 行 | 株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役                                            |
| 監 査 役        | 澤 田 恒   | 澤田・中上法律事務所主宰 弁護士                                               |
| 監 査 役        | 平 岡 邦 一 |                                                                |

- (注) 1. 取締役のうち天野文博および坂井信也は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち三枝輝行、澤田 恒および平岡邦一は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大西 毅は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役平岡邦一は、長年銀行に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役澤田 恒は、当社の顧問弁護士であります。

5. 当社は株式会社大阪証券取引所に対して、平岡邦一を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 社団法人兵庫県バス協会は、平成24年4月1日付で公益社団法人兵庫県バス協会に移行しております。

## (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

### ①退任

平成23年6月29日開催の第128回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役竹内己良および監査役鴨下雅令は退任いたしました。

### ②当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

| 氏名    | 新                    | 旧                 | 異動年月日      |
|-------|----------------------|-------------------|------------|
| 山口 功  | 専務取締役<br>総括、不動産事業部担当 | 専務取締役<br>総括、総務部担当 | 平成23年6月29日 |
| 坪田 一夫 | 常務取締役<br>総務部担当、総務部長  | 取締役<br>総務部長       | 平成23年6月29日 |

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区分               | 支給人員       | 報酬等の総額         |
|------------------|------------|----------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(2) | 176百万円<br>(11) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(4)   | 36<br>(16)     |
| 計<br>(うち社外役員)    | 15<br>(6)  | 212<br>(27)    |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額240百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。上表の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成23年6月29日開催の第128回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれているためであります。

5. 当社は、平成23年6月29日開催の第128回定時株主総会において、役員退職慰労金について役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議いただいております。同株主総会終了後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することとなっております。

6. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

・当事業年度役員賞与支払予定額

|     |     |       |                  |
|-----|-----|-------|------------------|
| 取締役 | 9名  | 34百万円 |                  |
| 監査役 | 4名  | 3百万円  |                  |
| 計   | 13名 | 38百万円 | (うち社外役員 5名 2百万円) |

・当事業年度役員退職慰労引当金繰入額 (退任取締役1名および退任監査役1名を含む)

|     |     |      |                  |
|-----|-----|------|------------------|
| 取締役 | 9名  | 6百万円 |                  |
| 監査役 | 4名  | 0百万円 |                  |
| 計   | 13名 | 7百万円 | (うち社外役員 5名 0百万円) |

7. 当事業年度における引当金繰入額を含めた役員退職慰労引当金累計額は、以下のとおりであります。

|     |     |        |                   |
|-----|-----|--------|-------------------|
| 取締役 | 8名  | 191百万円 |                   |
| 監査役 | 3名  | 14百万円  |                   |
| 計   | 11名 | 206百万円 | (うち社外役員 4名 12百万円) |

8. 当事業年度において、社外役員が当社会社から受けた役員としての報酬等の総額は、1名0百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（平成24年3月31日現在）

| 区 分   | 氏 名     | 兼 職 の 状 況                                    | 関 係       |
|-------|---------|----------------------------------------------|-----------|
| 社外取締役 | 天 野 文 博 | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役会長                           | 競業関係      |
|       | 坂 井 信 也 | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役会長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役 | 競業関係<br>— |
| 社外監査役 | 三 枝 輝 行 | 株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役                          | —         |
|       | 澤 田 恒   | 該当事項はありません。                                  |           |
|       | 平 岡 邦 一 | 該当事項はありません。                                  |           |

②他の法人等の社外役員の兼職状況等（平成24年3月31日現在）

| 区 分   | 氏 名     | 兼 職 の 状 況        | 関 係  |
|-------|---------|------------------|------|
| 社外取締役 | 天 野 文 博 | 阪神電気鉄道株式会社 社外取締役 | 競業関係 |
|       | 坂 井 信 也 | 山陽電気鉄道株式会社 社外取締役 | 競業関係 |
| 社外監査役 | 三 枝 輝 行 | 該当事項はありません。      |      |
|       | 澤 田 恒   | 該当事項はありません。      |      |
|       | 平 岡 邦 一 | 該当事項はありません。      |      |

### ③当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                        |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 天 野 文 博 | 当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。                                                                             |
|       | 坂 井 信 也 | 当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。                                                                             |
| 社外監査役 | 三 枝 輝 行 | 当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会9回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。                 |
|       | 澤 田 恒   | 当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会9回のうち8回に出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。                   |
|       | 平 岡 邦 一 | 平成23年6月29日就任以後開催の取締役会5回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、就任以後開催の監査役会5回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

### ④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名および社外監査役3名は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役ともに500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                     | 報 酬 額 |
|-----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                  | 28百万円 |
| 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会の目的とするよう請求いたします。

---

(注) 本事業報告では、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部                    |               |
|----------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| 科 目                  | 金 額           | 科 目                        | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>11,864</b> | <b>流 動 負 債</b>             | <b>9,058</b>  |
| 現金および預金              | 5,619         | 支払手形および買掛金                 | 1,069         |
| 受取手形および売掛金           | 1,855         | 短期借入金                      | 309           |
| 未収運賃                 | 770           | 1年内返済予定の長期借入金              | 982           |
| 有価証券                 | 120           | リース債務                      | 618           |
| 商品                   | 395           | 未払金                        | 3,114         |
| 分譲土地建物               | 1,276         | 未払法人税等                     | 425           |
| 仕掛品                  | 15            | 繰延税金負債                     | 0             |
| 原材料および貯蔵品            | 95            | 賞与引当金                      | 857           |
| 繰延税金資産               | 446           | 役員賞与引当金                    | 95            |
| その他                  | 1,284         | 過年度雑収計上旅行券引当金              | 14            |
| 貸倒引当金                | △12           | その他                        | 1,571         |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>34,818</b> | <b>固 定 負 債</b>             | <b>5,966</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>29,235</b> | 長期借入金                      | 1,286         |
| 建物および構築物             | 8,403         | リース債務                      | 1,385         |
| 機械装置および工具器具備品        | 429           | 繰延税金負債                     | 480           |
| 車                    | 2,211         | 退職給付引当金                    | 617           |
| 土地                   | 16,225        | 役員退職慰労引当金                  | 125           |
| リース資産                | 1,911         | 負ののれん                      | 4             |
| 建設仮勘定                | 54            | その他                        | 2,066         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>262</b>    | <b>負 債 合 計</b>             | <b>15,024</b> |
| のれん                  | 50            | <b>純 資 産 の 部</b>           |               |
| その他                  | 212           | 株主資本                       | 30,774        |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>5,320</b>  | 資本                         | 3,140         |
| 投資有価証券               | 3,085         | 資本剰余金                      | 2,235         |
| 繰延税金資産               | 318           | 利益剰余金                      | 25,817        |
| その他                  | 1,956         | 自己株式                       | △418          |
| 貸倒引当金                | △39           | その他の包括利益累計額                | 782           |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>46,682</b> | その他有価証券評価差額金               | 782           |
|                      |               | 少数株主持分                     | 101           |
|                      |               | <b>純 資 産 合 計</b>           | <b>31,658</b> |
|                      |               | <b>負 債 お よ び 純 資 産 合 計</b> | <b>46,682</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目            | 金 額   |        |
|----------------|-------|--------|
| 売上高            |       | 39,964 |
| 売上原価           |       | 29,968 |
| 売上総利益          |       | 9,995  |
| 販売費および一般管理費    |       | 9,025  |
| 営業利益           |       | 970    |
| 営業外収益          |       |        |
| 受取利息および配当金     | 66    |        |
| 仕入割引           | 15    |        |
| 持分法による投資利益     | 48    |        |
| その他            | 119   | 250    |
| 営業外費用          |       |        |
| 支払利息           | 24    |        |
| 固定資産除却損        | 23    |        |
| その他            | 41    | 89     |
| 経常利益           |       | 1,131  |
| 特別利益           |       |        |
| 運行補助金          | 1,257 |        |
| 車両等購入補助金       | 43    | 1,301  |
| 特別損失           |       |        |
| 固定資産除却損        | 17    |        |
| 固定資産圧縮損        | 40    | 57     |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 2,374  |
| 法人税、住民税および事業税  | 1,122 |        |
| 法人税等調整額        | △79   | 1,043  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 1,331  |
| 少数株主利益         |       | 3      |
| 当期純利益          |       | 1,327  |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成23年4月1日 期首残高            | 3,140   | 2,235     | 24,640    | △415    | 29,600      |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △150      |         | △150        |
| 当 期 純 利 益                 |         |           | 1,327     |         | 1,327       |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |           |           | △3      | △3          |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －       | －         | 1,176     | △3      | 1,173       |
| 平成24年3月31日 期末残高           | 3,140   | 2,235     | 25,817    | △418    | 30,774      |

|                           | その他の包括利益<br>累 計 額    | 少 数 株 主<br>持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |                |           |
| 平成23年4月1日 期首残高            | 705                  | 97             | 30,403    |
| 連結会計年度中の変動額               |                      |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                      |                | △150      |
| 当 期 純 利 益                 |                      |                | 1,327     |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                      |                | △3        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 77                   | 3              | 81        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 77                   | 3              | 1,254     |
| 平成24年3月31日 期末残高           | 782                  | 101            | 31,658    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                 |               |
|-----------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>4,380</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>6,295</b>  |
| 現金および預金         | 1,347         | 短期借入金                   | 1,623         |
| 未収運賃等           | 1,823         | リース債務                   | 376           |
| 商 品             | 203           | 未払金                     | 2,273         |
| 分譲土地建物          | 492           | 未払法人税等                  | 247           |
| 貯 蔵 品           | 57            | 前受金                     | 964           |
| 前 払 費 用         | 81            | 賞与引当金                   | 489           |
| 繰延税金資産          | 263           | 役員賞与引当金                 | 38            |
| そ の 他           | 112           | 過年度繰上旅行券引当金             | 14            |
| 貸倒引当金           | △1            | そ の 他                   | 270           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>27,882</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>4,860</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>24,603</b> | 長期借入金                   | 412           |
| 建 物             | 6,578         | 財団抵当借入金                 | 836           |
| 構 築 物           | 472           | リース債務                   | 933           |
| 機械装置および器具備品     | 240           | 繰延税金負債                  | 475           |
| 車 両             | 2,081         | 退職給付引当金                 | 177           |
| 土 地             | 13,922        | 受入保証金                   | 1,708         |
| リース資産           | 1,256         | そ の 他                   | 318           |
| 建設仮勘定           | 52            | <b>負 債 合 計</b>          | <b>11,156</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>151</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| そ の 他           | 151           | 株 主 資 本                 | 20,358        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,127</b>  | 資 本 金                   | 3,140         |
| 投資有価証券          | 1,579         | 資 本 剰 余 金               | 2,235         |
| 関係会社株式          | 616           | 資 本 準 備 金               | 2,235         |
| 長期前払費用          | 644           | 利 益 剰 余 金               | 15,401        |
| そ の 他           | 292           | 利 益 準 備 金               | 307           |
| 貸倒引当金           | △6            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 15,093        |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>32,263</b> | 特別償却準備金                 | 79            |
|                 |               | 固定資産圧縮積立金               | 562           |
|                 |               | 別 途 積 立 金               | 7,895         |
|                 |               | 繰越利益剰余金                 | 6,556         |
|                 |               | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△418</b>   |
|                 |               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 748           |
|                 |               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 748           |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>21,106</b> |
|                 |               | <b>負債および純資産合計</b>       | <b>32,263</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                       | 金 額 |        |
|---------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                     |     | 25,406 |
| 売 上 原 価                   |     | 21,608 |
| 売 上 総 利 益                 |     | 3,798  |
| 販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費     |     | 3,203  |
| 営 業 利 益                   |     | 594    |
| 営 業 外 収 益                 |     |        |
| 受 取 利 息 お よ び 配 当 金       | 91  |        |
| そ の 他                     | 37  | 128    |
| 営 業 外 費 用                 |     |        |
| 支 払 利 息                   | 24  |        |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 20  |        |
| そ の 他                     | 16  | 61     |
| 経 常 利 益                   |     | 661    |
| 特 別 利 益                   |     |        |
| 運 行 補 助 金                 | 990 |        |
| 車 両 等 購 入 補 助 金           | 43  |        |
| 関 係 会 社 清 算 益             | 197 | 1,231  |
| 特 別 損 失                   |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 17  |        |
| 固 定 資 産 圧 縮 損             | 40  | 57     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           |     | 1,835  |
| 法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税 | 727 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額             | △68 | 658    |
| 当 期 純 利 益                 |     | 1,176  |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |       |              |       |                 |                 |           |            |             |      | 株主資本<br>合 計 |
|---------------------------------|---------|-------|--------------|-------|-----------------|-----------------|-----------|------------|-------------|------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金 |              |       | 利 益 剰 余 金       |                 |           |            |             | 自己株式 |             |
|                                 |         | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                 |           |            |             |      |             |
|                                 |         |       |              |       | 特別償却<br>準備金     | 固定資<br>産積<br>立金 | 資 縮<br>小金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |      |             |
| 平成23年4月1日 期首残高                  | 3,140   | 2,235 | 2,235        | 307   | 70              | 518             | 7,395     | 6,082      | 14,375      | △415 | 19,335      |
| 事業年度中の変動額                       |         |       |              |       |                 |                 |           |            |             |      |             |
| 剰余金の配当                          |         |       |              |       |                 |                 |           | △150       | △150        |      | △150        |
| 当期純利益                           |         |       |              |       |                 |                 |           | 1,176      | 1,176       |      | 1,176       |
| 特別償却準備金の積立                      |         |       |              |       | 29              |                 |           | △29        | —           |      | —           |
| 特別償却準備金の取崩                      |         |       |              |       | △19             |                 |           | 19         | —           |      | —           |
| 固定資産圧縮積立金の積立                    |         |       |              |       |                 | 44              |           | △44        | —           |      | —           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |         |       |              |       |                 | △0              |           | 0          | —           |      | —           |
| 別途積立金の積立                        |         |       |              |       |                 |                 | 500       | △500       | —           |      | —           |
| 自己株式の取得                         |         |       |              |       |                 |                 |           |            |             | △3   | △3          |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） |         |       |              |       |                 |                 |           |            |             |      |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —     | —            | —     | 9               | 43              | 500       | 473        | 1,026       | △3   | 1,022       |
| 平成24年3月31日 期末残高                 | 3,140   | 2,235 | 2,235        | 307   | 79              | 562             | 7,895     | 6,556      | 15,401      | △418 | 20,358      |

|                                 | 評価・換算差額等         | 純資産合計  |
|---------------------------------|------------------|--------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 |        |
| 平成23年4月1日 期首残高                  | 675              | 20,010 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |        |
| 剰余金の配当                          |                  | △150   |
| 当期純利益                           |                  | 1,176  |
| 特別償却準備金の積立                      |                  | —      |
| 特別償却準備金の取崩                      |                  | —      |
| 固定資産圧縮積立金の積立                    |                  | —      |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |                  | —      |
| 別途積立金の積立                        |                  | —      |
| 自己株式の取得                         |                  | △3     |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） | 73               | 73     |
| 事業年度中の変動額合計                     | 73               | 1,096  |
| 平成24年3月31日 期末残高                 | 748              | 21,106 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒井憲一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田博信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒井憲一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田博信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月14日

神 姫 バ ス 株 式 会 社      監 査 役 会

常 勤 監 査 役 大 西   毅 (印)

監 査 役 三 枝 輝 行 (印)

監 査 役 澤 田   恒 (印)

監 査 役 平 岡 邦 一 (印)

(注) 監査役 三枝輝行、監査役 澤田 恒及び監査役 平岡邦一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金処分につきましては、当社は経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる経営基盤の強化のための内部留保や収益見通し等を総合的に勘案し、株主の皆様への長期的安定配当を行うことを基本方針としており、次のとおり（中間配当金とあわせて年間5円）とさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 金2円50銭 総額 75,386,420円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成24年6月29日

#### 2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 500,000,000円

## 第2号議案 買収防衛策一部変更・継続の件

当社は、平成18年6月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時総会」といいます。）において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）が20%以上となることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、平成21年6月26日開催の第126回定時株主総会（以下、「第126回定時総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更した上で現在に至っております（以下、第126回定時総会決議による継続後の当該対応方針を「旧対応方針」といいます。）。

旧対応方針の有効期間は、本総会までとなっておりますが、当社は、旧対応方針継続後、これまでの間、買収防衛策をめぐる議論等を踏まえ、旧対応方針の見直しを含めた検討を続けてまいりました。

その結果、平成24年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の一部変更と、大規模買付行為に関する検討を行う際に当社取締役会が外部専門家の助言を受けることができる旨を明確化したほか、旧対応方針の表現および字句等を一部変更の上、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしましたので、継続のご承認をお願いいたしたく存じます。本対応方針は、本総会において、本議案について株主の皆様のご承認を得た時点で効力が発生します。

なお、本対応方針の継続を決定した当社取締役会においては、社外取締役1名を含む当社取締役8名が出席し、本対応方針の継続について全取締役が賛成するとともに、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、本対応方針の継続に賛同しております。なお、当該取締役会を欠席した社外取締役1名につきましても、事前に、本対応方針の継続について賛同する旨の意見を表明しております。

また、当該取締役会で本対応方針の継続を決定した時点において、当社に対して具体的な大規模買付行為の提案または当社の企業価値を毀損するような大規模買付行為がなされているといった事実は認識しておりません。

## I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記Ⅱ. 1. の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることになります。

近時の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大規模買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において予め、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えます。

## Ⅱ. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、①積極的な増収・増益策の実施、②コスト管理の強化、③経営資源の有効活用を推進し、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CD（顧客感動）、(e)環境対策および社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

具体的には、①生活路線の可能な限りの維持を基本とするも、効率化を図るための不採算路線の整理・縮小と採算の見込める路線への輸送力シフト、②不採算地域一括での分社化、管理の委託化、コミュニティバス体系化の推進、③高速バス路線の拡大、ニュータウン線の拡充、神戸中心地への短絡ルート線の充実、公営バスからの路線譲受け・管理受託、④適正な賃金レベル・労働条件の維持、⑤CS（顧客満足）からさらに進んだCD（顧客感動）の実現、車両および搭載機器の更新を進めております。また、バス事業以外のその他の事業においては、飲食、レジャー、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。具体的には、(a)サービス事業でのFC加盟による新規分野への進出、M&Aによる事業領域の拡大、(b)自治体等の施設の運営受託または施設譲受け、および(c)自動車整備工場（指定工場）の整備能力の増強を進めております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高および経常利益の増大、および不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社を中核とする神姫バスグループが、その企業理念とバス事業者としての公共的使命およびこれらを背景とするビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした事業展開

を推進し、既存事業の周辺事業・派生事業を中心に事業の多角化を図ることが必要不可欠と考えます。今後もこの方針を継続し、事業ポートフォリオを拡充させていくことで、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることを目指しております。また、当社の事業計画は、平成7年度から開始した3年単位の中期経営計画によって遂行されており、現在は第6次計画の途中にあたりますが、特に当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営が必要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

## 2. コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

具体的には、第123回定時総会において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役9名のうち、2名については独立性を有する社外取締役としております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、平成19年6月28日より、従来の常勤監査役1名および社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名および社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。

このように、当社は、コーポレートガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本対応方針の継続の目的

- (1) 当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場

合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

- このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。
- (2) さらに、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えると、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。
- (3) 以上のとおり、大規模買付行為は、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上にとり、重大な影響を有することから、上記 I. の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を踏まえた対応方針をあらかじめ明確にしておくことが株主共同の利益の確保・向上を図ることに資すると考え、本対応方針を継続するものであります。

## 2. 本対応方針の概要

(手続の流れの詳細は以下のとおりですが、概要を理解いただくため、添付資料 1 の「大規模買付ルールの概要図」と題する書面もあわせてご参照下さい。)

## (1) 大規模買付ルールの内容

### ア. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

大規模買付行為のうち、限られた期間内で大規模買付行為に応じるか否かの判断を行う必要がある公開買付けについては、株主の皆様に必要な情報をご提供し、大規模買付行為の是非を直接的にご判断いただく機会として株主総会を開催するため、また、当社取締役会が買付提案に対する代替案の立案等を行う時間的余裕に乏しく、当社取締役会から株主の皆様に対する十分な情報提供が行われないという事態や熟慮期間が確保されないという事態を可及的に防止し、株主共同の利益の確保・向上を実現するため、その時点において有効な法令上の最長期間を公開買付期間として要請することが合理的であると考えております。

また、公開買付け以外の方法による大規模買付行為についても、当該大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様のご判断に委ねられているものの、かかる判断を行うために、当社取締役会として、株主の皆様のために、可能な限り大規模買付行為に関して十分な情報提供をするなどの対応を採る必要があると考えております。

そこで、当社取締役会は、本総会において、本議案について、株主の皆様からのご承認が得られることを条件として、大規模買付行為に関して以下の大規模買付ルールを設定し、大規模買付者に対して、当該大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたします。

#### 【大規模買付ルール】

- ① 大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。
- ② 大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

### イ. 大規模買付情報の確保への当社取締役会の活動

当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者から大規模買付者および大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得す



る情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

特に、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくこととします（ただし、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、または取得した大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には、以下の当社ホームページにて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。）。また、株主総会開催日の概ね30日前を経過後に提供された大規模買付情報については、随時、当社ホームページにて開示することといたします。

なお、当社取締役会としては、大規模買付情報として、以下のような情報を取得することを考えております。

#### 【当社ホームページ】

<http://www.shinkibus.co.jp/index.html>

#### 【大規模買付情報の例】

- ① 大規模買付者の詳細
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③ 買付対価の算定根拠
- ④ 買付対価の資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付行為完了後の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後の当社の従業員、取引先、顧客、地域社会等当社の利害に係る者の処遇
- ⑦ その他、当社取締役会が必要と判断した情報

当社取締役会としては、株主総会の開催日まで、大規模買付情報の取得および大規模買付者との交渉等に努め、また、弁護士、公認会計士または学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示します。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではなく、例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルール①に従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるといった理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

ア. 公開買付けによる大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為（当社取締役会の同意を得ることなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為を指すものとし、(2)ア.においては同じとします。）によって、当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要され、不本意な形で大規模買付行為に応じ、保有する株式を売却せざるを得ない事態を可及的に防止するために、公開買付期間満了前に株主総会を開催いたします。

当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者および当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程します。

株主の皆様には、当該大規模買付行為に関する買付提案および当社取締役会が外部専門家の意見、助言等も参考にした上で提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮いただいた上で、株主総会において、大規模買付行為に対する賛否の意思を新株予約権無償割当ての議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。すなわち、当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対若しくは賛同できない株主の皆様には、新株予約権無償割当ての議案に賛成していただくこととなります。

具体的手続としては、大規模買付行為が行われた場合、当社取締役会は、一定の基準日を前提に、株主総会で議決権を行使することのできる株主様を確定

します。なお、株主の皆様が大規模買付行為の是非を判断していただく必要があるため、当該株主総会は公開買付期間満了前に開催することとします。

当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対若しくは賛同できない株主様が一定数を超え、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもって、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合は、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様は無償で割り当てられることとなります（割り当てられる新株予約権の概要につきましては添付資料2をご参照下さい。）。

これに対し、基準日時点における株主の皆様が新株予約権の無償割当てに関する議案を否決された場合、すなわち、大規模買付者による大規模買付行為を是認した場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを行うことができません。

当社取締役会は、以上のように株主総会を開催し、株主の皆様が大規模買付行為の是非をご判断いただくために、株主総会の開催日までの間、大規模買付行為者から情報を取得し、取締役会としての意見の集約に努めてまいります。

なお、大規模買付情報の提供については、上記(1)イ.のとおり、株主総会開催日の概ね30日前までに大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報については、株主総会招集通知に同封の上、送付させていただきますが、招集通知に同封することが困難であると当社取締役会が判断した場合、または株主総会開催日の概ね30日前を経過後に受領した大規模買付情報については、当社のホームページにて開示いたします。その他、大規模買付情報については、株主総会当日における資料提供または口頭による説明を行うこともございます。

#### イ. 公開買付け以外の方法による大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール②を順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見および代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。株主の皆様には、大規模買付情報および当社取締役会の意見等に基づいて、当該大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただきます。

(3) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守しない場合、株主の皆様当社取締役会の同意を得ることなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為の妥当性を直接ご判断いただく株主総会の開催が困難となります。

また、大規模買付ルール②が順守されない場合、当社および当社グループの事業特性を踏まえた上で十分な情報を確保し、当該情報に基づいて十分な分析を加えた上で、公開買付け以外の方法による大規模買付者による大規模買付行為の妥当性を株主の皆様にご判断いただくことは容易ではありません。

そこで、当社取締役会は、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。当該決議に基づいて、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様は割り当てられます。

ただし、当該大規模買付行為が、以下の(4)に定める「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」の条件を全て満たすと当社取締役会が合理的に判断した場合には、新株予約権の無償割当ては行わないものとします。

(4) 「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」の条件

ア. 真に当社の経営に参加する意思がある、あるいは株価を上げて高値で当社関係者に当社株券等を引き取らせる目的がないこと（いわゆるグリーンメーラーに該当しないこと）

イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させる目的がないこと

ウ. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定がないこと

エ. 当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的、および一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的がないこと

オ. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の金額、種類および内容、買付行為の時期、方法、違法性の有無および実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分なものではなく、かつ不適切なものでもないこと

- カ. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主の判断の機会および自由を制約する買付行為に該当せず、事実上も、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがないこと（ただし、当社株券等の部分的公開買付けであることをもって当然に強圧的二段階買付行為等に該当すると判断するものではありません。）
- キ. 大規模買付者による支配権の取得および支配権の取得後における当社の従業員、顧客その他の利害関係者の処遇方針等により、株主はもとより、従業員、顧客その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損のおそれがなく、かつ当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがないこと
- ク. 大規模買付者による買付後の経営方針および事業計画等の内容が十分かつ適当であるため、運輸事業の安全性および公共性ならびに利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれがないこと
- (5) 以上の手続に従って、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合または当社取締役会において新株予約権の無償割当てに関する決議を行った場合であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合もしくは対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて検討し、当該大規模買付者の大規模買付行為が上記(4)ア.乃至ク.の全ての要件を満たし、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為に該当すると判断した場合には、発動した対抗措置の中止または撤回等を決定する場合があります。当社取締役会が、対抗措置の中止または撤回等の決定を行った場合には、当社は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

### 3. 本対応方針が株主の皆様および投資家に与える影響等

#### (1) 本対応方針の継続承認時に与える影響

本対応方針は、導入時点と同様、その継続が承認された時点においても新株予約権の発行自体を行いませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はございません。

なお、上記2.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社取締役会の対応方針が異なります。特に、大規模買付ルールに従って公開買付けが行われた場合には、一定の基準日を前提に株主総会を開催することになりますが、当該株主総会において議決権を行使していただくためには、基準日までに当社株主として株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意下さい。

## (2) 新株予約権の無償割当て時に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守したものの、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が株主の皆様により承認された場合、あるいは、大規模買付者が大規模買付ルール①または②を順守せず、当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権無償割当てに関する議案を承認した場合、新株予約権の無償割当てが行われることになります。

かかる場合、基準日時点における株主の皆様に対して、当社取締役会または株主総会が定めた一定の日を効力発生日として、その保有株式数に応じて新株予約権が無償で割り当てられることとなりますが、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社取締役会または株主総会が別途定める一定の日において、当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得されれば、議決権比率が低下することはありません。他方、大規模買付者等については、当社による新株予約権の取得が行われないため、議決権比率および持分の経済的価値は低下します。

なお、上記2. (5) のとおり、当社取締役会または株主総会の決議に基づいて新株予約権無償割当てがなされた場合であっても、その後の事情の変化により、大規模買付者等に対して対抗措置を発動する必要がなくなったと当社取締役会が合理的に判断した場合には、割り当てられた新株予約権全てを無償で当社が取得した上で、消却することがあります。かかる場合には議決権比率が低下することはありません。しかしながら、当社が大規模買付者等に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式1株が交付されることを前提として株式の売買を行っていた株主の皆様には、株価の変動により経済的な損失が生じる可能性がございます。

## (3) 新株予約権の無償割当てに伴って必要となる手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会または株主総会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続をしていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会または株主総会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、株主名簿への記録が完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

なお、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当該新株予約権の権利行使期間の初日の2週間前までに当社より、株主の皆様に対して、会社法第279条第2項に従って新株予約権の内容等について通知いたします。

#### (4) 新株予約権の当社による取得に伴って必要となる手続

当社が、新株予約権を取得する場合は、当社取締役会または株主総会が定めた一定の日に法定の手続に従って新株予約権が取得され、それと引き換えに当社株式1株が株主の皆様へ交付されることとなりますが、新株予約権を取得する際に、ご自身が大規模買付者等に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

#### (5) その他

上記(1)乃至(4)のほか、新株予約権の割当て方法、当社による新株予約権の取得方法等につきましては、当社取締役会または株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案の承認決議が行われた後、株主の皆様に対して通知または公表いたしますので、その内容をご確認下さい。

また、当社が大規模買付行為に対する対抗措置を講じることを決定した場合または対抗措置の発動を決定した後に当該対抗措置の中止または撤回等を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

### IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

#### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記Ⅱ.の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 2. 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

##### (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて

検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものがあります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

- (2) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

ア. 株主の皆様の意思をより直接的に反映する仕組みであること

本対応方針は、(i)第123回定時総会において、買収防衛策に係る定款変更案および当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、第126回定時総会において、当初対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただき現在に至っております。さらに、本総会において、株主の皆様から本議案をご承認いただくことを本対応方針の効力発生の条件としており、本対応方針につき、株主の皆様が意思が反映される機会を保証しております。

また、(ii)大規模買付ルール①に従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

さらに、(iii)本対応方針の有効期間は、平成27年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。

これに加え、(iv)当社定款第41条（定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項とします。）に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができることから、本対応方針の有効期間中であっても株主の皆様が意向を反映できるものと考えております。

また、(v)当社では、第123回定時総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただき、取締役の任期を1年としています。そのため、平成18年度以降、当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会またはその後開催される取締役会において、随時、当初対応方針お



よび旧対応方針の継続または改廃について決議することができる仕組みが確保されておりました。また、平成21年度以降も当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会またはその後開催される取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃について決議することができるとする同様の仕組みが確保されておりますので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意向をより直接的に反映することができると考えております。

イ. 客観的合理的な要件の設置等、取締役会の恣意性を排除する措置がなされていること

本対応方針は、上記Ⅲ. 2. (1)ア. に記載のとおり客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定しています。また、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、上記Ⅲ. 2. (3)および(4)に記載のとおり客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

ウ. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記ア. に記載のとおり、当社取締役の任期は1年であり、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃の決議を行うことができます。

このように、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスロー・ハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）のいずれでもありません。

以上の理由により、当社取締役会は、上記Ⅲ. の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

このように、本対応方針は、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保・向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えておりますが、今後も法改正等の動向を踏まえて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、本対応方針の合理性をさらに高めしていくための制度設計に尽力してまいります。

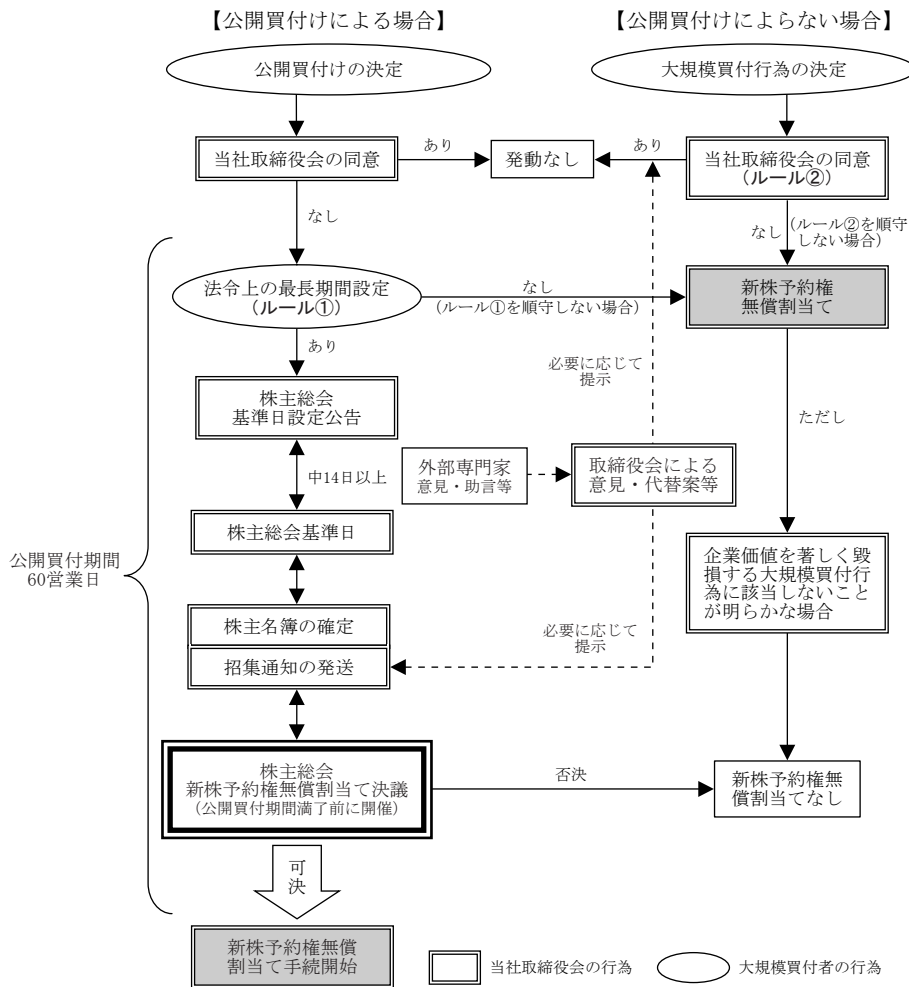
- (注1) 特定株主グループとは、
- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または
  - (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、特定株主グループが(注1) (i) の場合には、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者および共同保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または特定株主グループが(注1) (ii) の場合には、当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

添付資料 1

大規模買付ルール概要図

【大規模買付ルール】

- ① 大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。
- ② 大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。



## 添付資料 2

### 新株予約権無償割当てをする場合の概要

1. 新株予約権の総数  
新株予約権無償割当てに関する当社取締役会または当社株主総会において定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が保有する当社自己株式を除く。）と同数の新株予約権を割り当てるものとする。
2. 新株予約権の割当対象株主  
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対して、その保有株式（ただし、当社が保有する当社自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てるものとする。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
  - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類は、当社普通株式とする。
  - (2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、新株予約権の発行後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他の場合においては、目的となる株式の数を調整するものとする。
4. 新株予約権無償割当ての効力発生日  
当社取締役会または当社株主総会において別途定める。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は新株予約権の行使により発行される株式1株あたり1円以上で当社取締役会または当社株主総会が定める金額とする。
6. 新株予約権の行使期間  
新株予約権の割当期日以降で当社取締役会または当社株主総会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が銀行休業日に該当するときは、その後最初に到来する銀行営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使の条件  
当社株主の中で、大規模買付者（大規模買付ルールを順守せず、かつ当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の全ての条件を満たした大規模買付者を除く。以下、本項において同じ。）または大規模買付者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除く。）もしくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」という。）は新株予約権を行使することができないものとする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、上記6.に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には、当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社取締役会または当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、大規模買付者等が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。なお、当社は、かかる取得の日以降、大規模買付者等以外の者が存在すると認める場合には、当社取締役会において、別途一定の日をもって、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。

## 9. 譲渡制限

新株予約権は当社取締役会の承認がない限り譲渡できないものとする。

## 10. その他

上記のほか、新株予約権の行使条件等その他必要な事項については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとする。

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | うえすぎ まさひこ<br>上杉 雅彦<br>(昭和19年1月26日生) | 昭和41年3月 当社入社<br>平成3年6月 当社取締役<br>平成4年6月 当社常務取締役<br>平成9年6月 当社専務取締役<br>平成11年6月 当社代表取締役・専務取締役<br>平成12年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>山陽電気鉄道株式会社 取締役<br>公益社団法人日本バス協会 副会長<br>公益社団法人兵庫県バス協会 会長 | 57,427株    |
| 2     | やまぐち いきお<br>山口 功<br>(昭和26年3月12日生)   | 昭和48年3月 当社入社<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成18年6月 当社常務取締役<br>平成21年6月 当社専務取締役（現任）<br>（担当）総括、不動産事業部                                                                                                   | 34,000株    |
| 3     | ながお まこと<br>長尾 真<br>(昭和34年7月23日生)    | 昭和57年4月 当社入社<br>平成17年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社常務取締役（現任）<br>（担当）企画部・旅行事業部<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社エー・ビー・シー神姫トラベル 代表取締役社長                                                                          | 22,000株    |
| 4     | まるやま あきのり<br>丸山 明則<br>(昭和33年5月16日生) | 昭和56年3月 当社入社<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社常務取締役（現任）<br>（担当）バス事業部<br>（重要な兼職の状況）<br>公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長                                                                                  | 18,000株    |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5      | つばた かずお<br>坪田 一夫<br>(昭和34年12月9日生)   | 昭和57年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社総務部長(現任)<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成23年6月 当社常務取締役(現任)<br>(担当)総務部<br>(重要な兼職の状況)<br>しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長                                                                                    | 20,000株    |
| 6      | あまの ふみひろ<br>天野 文博<br>(昭和16年10月27日生) | 昭和40年4月 山陽電気鉄道株式会社入社<br>平成5年6月 同社取締役<br>平成11年6月 同社常務取締役<br>平成13年6月 同社代表取締役・専務取締役<br>平成15年6月 同社代表取締役社長<br>平成16年6月 当社取締役(現任)<br>平成21年6月 山陽電気鉄道株式会社代表取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>山陽電気鉄道株式会社 代表取締役会長<br>阪神電気鉄道株式会社 取締役 | 0株         |
| 7      | たきかわ ひろし<br>瀧川 博司<br>(昭和8年4月27日生)   | 昭和36年7月 兵庫トヨタ自動車株式会社入社<br>昭和52年6月 同社代表取締役社長<br>平成11年6月 当社監査役<br>平成18年6月 当社取締役(現任)<br>平成19年6月 兵庫トヨタ自動車株式会社代表取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>兵庫トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長                                                        | 0株         |
| 8      | なかの こうじ<br>中野 浩二<br>(昭和37年5月7日生)    | 昭和61年4月 当社入社<br>平成21年6月 当社バス事業部長(現任)<br>平成23年6月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ウエスト神姫 代表取締役社長                                                                                                                     | 10,000株    |
| ※<br>9 | ふじわら たかおき<br>藤原 崇起<br>(昭和27年2月23日生) | 昭和50年4月 阪神電気鉄道株式会社入社<br>平成17年6月 同社取締役<br>平成19年6月 同社常務取締役<br>平成23年4月 同社代表取締役社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長<br>一般社団法人日本経済団体連合会 幹事                                                                       | 0株         |

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

(1) 候補者天野文博が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産事業において当社と競業関係にあります。

(2) 候補者藤原崇起が代表取締役である阪神電気鉄道株式会社は、不動産事業において当社と競業関係にあります。

(3) 候補者長尾 真が代表取締役である株式会社エー・ビー・シー神姫トラベルは、旅行事業において当社と競業関係にあり、また当社は同社に対し債務保証を行っており、当社と利益相反関係にあります。

2. 天野文博および藤原崇起は、社外取締役候補者であります。

3. 天野文博を社外取締役候補者とした理由は、当社と同じ交通事業に携わる者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務遂行が期待できると判断したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終了の時をもって8年間であります。

同氏は現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。また、同氏が再選され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

4. 藤原崇起を社外取締役候補者とした理由は、当社と同じ交通事業に携わる者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務遂行が期待できると判断したためであります。

同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. ※は新任の取締役候補者であります。



#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役三枝輝行および澤田 恒が任期満了となり、また、監査役大西 毅が辞任いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、候補者森澤 徹は退任監査役大西 毅の補欠として選任するものであり、その任期は当社定款の定めにより前任者の残存期間となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴<br>(地位および重要な兼職の状況)                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|--------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1      | 三枝輝行<br>(昭和15年11月16日生) | 昭和38年4月 株式会社阪神百貨店入社<br>平成7年6月 同社代表取締役社長<br>平成13年6月 当社監査役(現任)<br>平成17年6月 株式会社阪神百貨店代表取締役会長<br>平成19年6月 株式会社サエグサ流通研究所代表取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役 | 131,000株   |
| 2      | 澤田恒<br>(昭和22年5月26日生)   | 昭和51年3月 最高裁判所司法研修所修了<br>昭和51年4月 大阪弁護士会登録<br>昭和53年3月 神戸弁護士会(現 兵庫県弁護士会)登録換、澤田法律事務所主宰<br>平成17年4月 澤田・中上法律事務所主宰(現任)<br>平成18年6月 当社監査役(現任)                                 | 2,274株     |
| ※<br>3 | 森澤徹<br>(昭和30年8月17日生)   | 昭和53年3月 当社入社<br>平成13年4月 当社企画部情報システム課長(現任)                                                                                                                           | 2,000株     |

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

候補者澤田 恒は、当社の顧問弁護士であります。

2. 三枝輝行および澤田 恒は、社外監査役候補者であります。

3. 三枝輝行を社外監査役候補者とした理由は、多分野において幅広い見識を有され、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本總會終結の時をもって11年間であります。

同氏は現在当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。また、同氏が再選され、社外監査役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

4. 澤田 恒は会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的見地から、当社コンプライアンス体制への助言等、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本總會終結の時を

もって6年間であります。

同氏は現在当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。また、同氏が再選され、社外監査役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

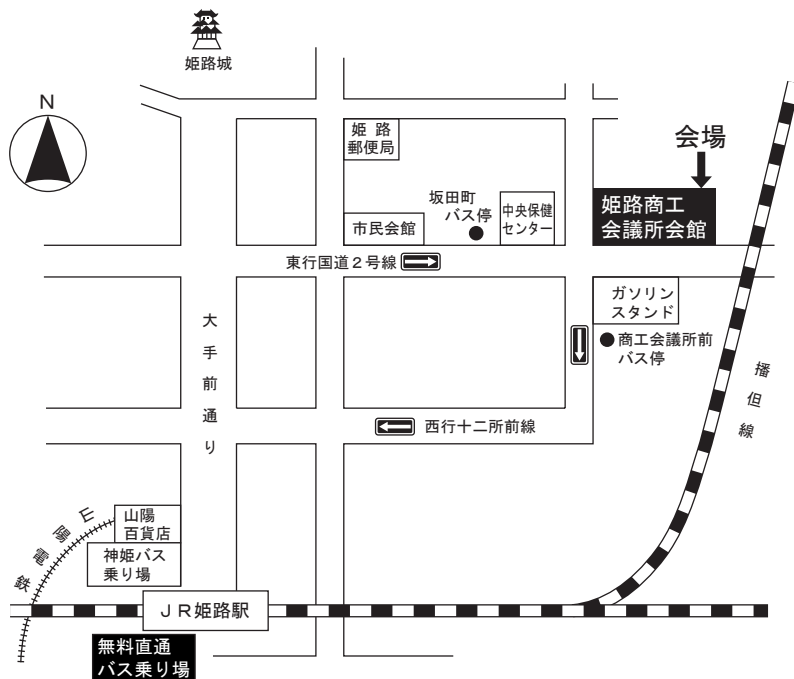
5. ※は新任の監査役候補者であります。

以 上

MEMO

# 株主総会会場ご案内図

会 場 姫路市下寺町43番地  
姫路商工会議所会館 2階大ホール  
T E L (079)222-6001(代表)



**無料直通バスは、姫路駅（南）バスターミナルから発車します**  
(昨年までの乗り場から変更しておりますのでご注意ください)

総会会場行きの無料直通バスを姫路駅(南)バスターミナルの観光バス乗り場から、9時30分に運行しますのでご利用ください。なお、一般路線バスをご利用の場合は、神姫バス姫路駅(北)バスターミナルから鹿島神社、夕陽ヶ丘行きにご乗車のうえ、坂田町バス停にて下車、東へ約150m、または日出町行きにご乗車のうえ、商工会議所前バス停にて下車、北へ約100mです。